



はなみずき 法律事務所

Hanamizuki Law Offices

～新年のご挨拶～

事務所概要

主な取扱分野

○ご相談に際しては、まずは事前に電話にてご予約下さい。

- 民事■ 各種損害賠償請求、各種契約締結・交渉、契約書作成、借地・借家、不動産取引、労働問題、消費者問題(先物取引等)、交通事故、医療過誤、マンション問題(区分所有法等)、報道被害、名誉毀損
- 家事■ 離婚、相続・遺言、成年後見
- 会社■ 企業法務一般、顧問業務
- 倒産■ 破産、民事再生、債務整理(多重債務の処理)
- 刑事■ 通常刑事事件、少年事件
- 行政■ 出入国管理関係

所在地

〒105-0003 東京都港区西新橋2丁目18番1号 弁護士ビル2号館608号
TEL:03-3434-8533 FAX:03-3434-8299

ホームページ

<http://tokyo-hanamizukilaw.jp/>

営業時間

月～金 / AM 9:30～PM 6:00 (祝祭日及び年末年始を除く)

地図



- 銀座線虎ノ門駅 出口1 徒歩5分
- 都営三田線内幸町駅 出口A3 徒歩6分
- JR新橋駅 烏森口 徒歩10分

あけまして

おめでとうございます。

ご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

昨年1年は、民主党政権の実質始動の年として期待をもって注目されましたが、残念ながら、景気対策、円高対策など国にとって重要なことがなかなか決まらないまま推移したように思います。

今年は4月に統一地方選を控え、今後の動向が注目されます。

さて、2008年10月に誕生した当事務所も満2歳を超え、3年目を迎えます。人間でいえば、よちよち歩きからしっかりとした足取りで、思わぬところを駆けずり回るという頃にさしかかります。みなさまから依頼を受けた案件に「誤り」ということはあってはなりません。しかし、大きく育つためには、常にチャレンジしていく必要もあります。

社会が複雑化し、価値観も多様化し、日本一国だけでは成り立っていかない今日、さらに、みなさまのニーズに応えられるよう、トライしていきます。

そんな「3歳児」くんをどうか温かく応援していただければと思います。

今後とも、みなさま方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い致します。

平成 23 年 1 月 1 日

はなみずき法律事務所 所員一同



✿ 弁護士
森 徹

日弁連で過ごしたこの2年

2009年1月に日本弁護士連合会の事務次長に就任し、2年が経ちました。霞ヶ関の弁護士会館に詰める毎日です。

最初の1年間は、弁護士過疎対策や法律扶助事業などの司法アクセスの問題や犯罪被害者、選択的夫婦別姓の実現に向けた取り組みに携わってきました。

2年目となった昨年4月からは、さらに、取り調べ過程の可視化、死刑制度の在り方など刑事系の分野にも関わるようになりました。足利事件の再審無罪判決、千葉前法務大臣の死刑執行と刑場公開、大阪地検特捜検事

による証拠改ざん事件など社会的に耳目を集める事件の中で、日弁連がどういふスタンスで臨むべきかという議論に加われることは、大変ではありますが、得難い経験と感じております。

この間の経験を、今後、何らかの形で皆様にも還元できたら、と思っております。

本来なら、昨年末で任期満了で退任の予定でしたが、2月に臨時総会を控え、3月末まで事務次長の職に留まることとなりました。今しばらく、皆様にはご迷惑をかけますが、何とぞ宜しくお願い致します。



✿ 弁護士
北村 聡子

三足のわらじ

昨年は、三足のわらじを一日に何度も履き替えているうちに、あつという間に過ぎてしまいました――。

一足目のわらじは、弁護士としての仕事。

つかの間の専業主婦時代をかかぐり捨てて、4月からなかば強引に復帰しましたが、おかげさまで“産休ばけ”する暇もなく、忙しくも充実した弁護士ライフを過ごしています。二足目のわらじは、日弁連国際室のスタッフ弁護士としての仕事。

2006年7月から3年任期で、日弁連の国際部門のスタッフとしても勤務し、他国の弁護士会との交流や、国際機関就職のためのセミナー開催などを担当しています。一

足目のわらじを履いているときは“気ままな自営業者”ですが、二足目のわらじを履いているときは“組織の一員”。普段使わない神経を使うため、なやに新鮮でもあります。

三足目のわらじは、母親業。

13ヶ月前まで私のお腹の中にいた我が子は、今や離乳も完了し、自分の足で歩けるようになりました。家では激しく後追いしトイレにも行かせてくれない(?)のに、毎朝、保育園に到着した瞬間、突如人格を変貌させ、親におしりを向けてお友達やおモチャに向かってまっしぐら。ありがたい寂しいような……。

さて、来年は、どんな年になるのでしょうか。



✿ 弁護士
後藤 啓

川を見て思うこと

私の家の近くに川が流れています。私の子供の頃、その川はひどく汚れており、水を触ればしばらく匂いが取れず、流れの強いところは、洗剤のような泡がぶくぶくと立って、空に舞っているような状態でした。当然、そこで泳ごうとか、川辺の自然を楽しもうなどは考えられない場所でした。

しかし、今では、その川はとでもきれいになり、川辺には遊歩道もできて、休みの日になると、多くの人が散歩をしたり、バーベキューをしたり、夏には、川の中で水遊びをしたりして楽しんでいます。

私の子供のころに比べれば、信じられないような光景です

が、世の中の環境に対する意識の変化が強く感じられます。

最近では、地球温暖化や、生物多様性に関する国際的な合意など、少し前までは建前やスローガンとしてしか考えてこなかったようなことが、次々に規制や制度として実現しようとしています。この傾向は環境問題に限らないように思われます。

今まで建前やスローガンのみしか考えてこなかったようなことも、優等生的に配慮した上で行動しなければ思わぬ非難を受けるような時代になってきたように思います。その意味でも、法令順守は当然ですが、広い視野でアドバイスができるよう研鑽に努めたいと思います。



✿ 弁護士
石川 邦子

奈良旅行から

昨年、奈良東大寺二月堂修二会に行きました。信仰心の希薄な私でも、音と光の世界に浸って、心に響く何かを感じました。

一日目は、5時頃二月堂にあり、沈む夕日を眺めながら、内陣からの読経の声や足音を聞いて、修行を身近に感じる。7時、内陣で燃えている火が階段の下の松明に移され、階段を上ってくる。松明を持った人の息遣いも聞こえるような回廊の内側にいて、真っ赤に燃える火の熱さも感ずる。回廊の端で一休みした松明は、読経と呼応するように合図で、高々と押し上げられると、おさまっていた火がぱっと燃え、下から歓声が上が

る。10人、松明をかつぎながら、衆生の救済のために走る人を間近に見ました。その後、内陣の様子がかがえる場所に入る。強く、弱く、高く、低く響く声明、内陣をさえぎる白い布に映る影、走る姿、手を大きく広げ、祈る姿。奮音。タ、タツと早く走る音は、本尊の小観音に参拝する合図、鈴や、鐘の響き。五体投地の体を打ち付ける音。

二日目は、外から。最終日で、10本の松明が並び、最後に高く掲げられたときは、仕掛け花火のナイアガラのよう。終わってから再度、二月堂に上って、読経を聞く。少しは、身が清められた気持ちでした。



✿ 弁護士
西岡 弘之

『本』と私

最近の電子書籍普及を巡る話題の中で、いわゆる「本フェチ」の方々が少ないからうらやましいということを知りましたが、何を隠そうこの私も重度の「本フェチ」です。

私は本を読むのも好きですが、文字情報や画像情報を伝える単なる媒体としてではなく、また、魅力的な装丁を施された工芸品としてだけでなく、モノそれ自体として『本』に強い愛着を感じています。

柔らかいページを繰るときの滑らかでスベスベとした紙面の感触、厚手の紙の場合のゴワゴワとした触感、あるいは、ザラザラとした手触り、また、指で紙面をなぞったときに微かに感じる文字の隆起。買って来たばかりの新しい本が醸し出す紙やインクの甘い匂い、あるいは、図書館や古

本屋に漂う、埃と歳月の染み込んだ古紙の香。少し厚めの本については、その中に織り込まれた情報の豊かさを誇示するかのようなズリとした重みや無造作に閉じられたときの「パタン!」という響き、等々……。挙げればきりがありませんが、本が持つこれらの魅力は私の心を和ませてくれます。ですから、私は、本のページをめくるという作業が好きですし、読んでいないときも『本』に触れているのが好きです。

ところで、一歳になる我が子は、言葉もちゃんとしゃべりませんが、当然に字は読めないのですが、ときどき無心に絵本のページをめくって遊んでいます。その姿に『本フェチ』の萌芽を勝手に読みとっている今日このごろです。

✿ 事務局 ベトナム&カンボジア旅行で

昨年の夏休み、中国語の勉強仲間と中国人の知人として旅してきました。ベトナムに行かれた方はご存じのとおり、都市部の交通渋滞は凄まじく、そこら中をバイクが走り抜け、その数の多さにびっくり。現地ガイド曰く35歳以下の総人口に占める割合は65%超だそうで、日本は?と調べたら、なんと35%位。勢いの違いを実感。ハノイでは中国語も通じ、カンボジアでは、一見すると記号のような文字をどのように書くのか興味があり、メモ帳片手に簡単な言葉を書いてもらい、読み方を教わるなど、現地の人たちと交流ができた良い思い出となりました。

✿ 事務局 世界一幸せな国

随分前ですが、母とプータン王国へ行きました。当時は初めて聞く未知の国でしたが、ゴトゆう着物に似た民族衣装を身にまとった人々が、のどかで、昔の日本を想わせる様な暮らしをしていたのが印象的です。また、緑も多く、崖のような場所にある有名なタクツァン僧院へロバで登った事は忘れません。天候が悪く途中で下山しましたが、今でもあの時目の前に広がった、壮大な景色を思い出します。

今年は、あの景色をみた時の様に、気持ちに余裕を持って仕事へ取り組みたいです。本年も宜しくお願い致します。



— 法律改正情報 —

労働基準法の改正について

労働基準法が改正され、平成22年4月1日から施行されています。長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や、仕事と生活の調和をはかることを目的とした今回の改正。その概要をご紹介します。

1 割増賃金の引き上げ

これまででも使用者は、法定労働時間(1日8時間、1週間40時間)を超える時間外労働に対しては25%の割増賃金を支払う義務がありましたが、今回の改正により、そのうち1ヶ月60時間を超える時間外労働に対しては、割増賃金率が50%以上に引き上げられました(ただし、中小企業については当面猶予し、施行から3年経過後に見直し)。労使協定により、引き上げ分の割増賃金の支払いに代えて有給休暇を付与することも可能です。

さらに、1ヶ月45時間を超える時間外労働に対しては、割増賃金率を25%以上とする努力義務が課されることになりました(中小企業の猶

予規定なし)。

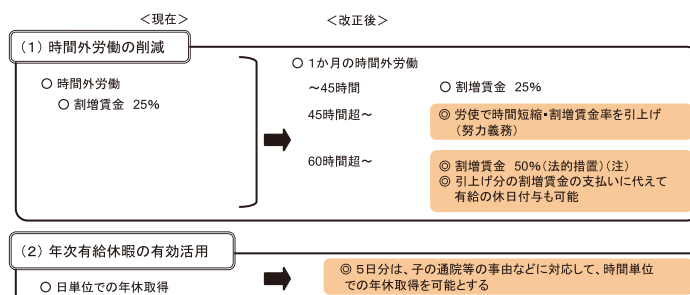
2 年次有給休暇の時間単位の取得

これまでは日単位でしか取得できなかった年次有給休暇が、労使協定により、1年に5日分を限度に、時間単位でも取得可能となりました。

3 考察

長時間労働の実態は高止まりの状況にあると言われています。仕事上のストレスが原因でうつ病などの精神疾患を発症したとして労災申請した人の数は、2009年度1136人で、過去最高を記録しました。当事務所でも、仕事のストレスでうつ病になった従業員の方、また、そのような訴えを受けている経営者の方の双方からご相談を受けています。

企業にとって、過度の時間外労働は“労務リスク”の一つであり、ひいては“訴訟リスク”にもなります。企業には、改正法への対応のみならず、そもそも長時間労働を発生させないための対策が迫られていると言えるでしょう。



(注) (1)60時間を超える時間外労働に対して割増賃金率を50%とする部分については、中小企業に対して猶予措置を講ずる(1)その他の部分及び(2)については猶予措置なし。

(出典：厚生労働省ホームページより)

ご近所探訪紀行



「愛宕山」

当事務所から歩いて10分もかからないところに、愛宕山があります。愛宕山は、標高25.7m、23区では最高峰の山だそうです。

愛宕山の山頂には愛宕神社があります。愛宕神社は、徳川家康が建立し、桜田門外の変の時には志士たちの集合場所になったり、西郷隆盛と勝海舟が江戸無血開城のきっかけとなる会談をしたり、たいへん歴史のある神社です。

この愛宕神社の正面階段にあたる男坂は、全部で86段、ほとんど絶壁のような急勾配で、手摺を使わずに登るのが怖いぐらいの急坂です。この階段は、「出世の石段」として有名で、三代将軍家光の頃、四国丸亀の曲垣(まがり)平九郎という武将が、この階段を馬で駆け上がり境内に咲く梅の花を手折って駆け下りて将軍に献上したところ、日本一の馬術の名人として名声を得たという由来があります。今でも、この石段を登って愛宕神社に参拝すると出世できると言われているそうです。

境内はさほど広くありませんが、曲垣平九郎が手折った梅の木が残っていたり、きれいな錦鯉が泳ぐ池があったり、とても風情のある趣です。「出世の石段」を登ったすぐ脇には、ソムリエの田崎真也氏のプロデュースする創作和食の「T(てい)」があり、東京の地産地消をテーマに、伊豆諸島の金目鯛や都内近郊の江戸野菜を使った料理が楽しめます。

愛宕神社の隣には、「NHK放送博物館」があります。入場無料で、昔のラジオやテレビが陳列されていたり、ニューススタジオを体験できるコーナーがあったり、大人も子供も十分に楽しむことができると思います。

帰りには、舗装された道を下りていくと、途中に「フェルミエ」というナチュラルチーズの専門店があり、多種多様の珍しいチーズが揃っています。同じビルの3階には田崎真也氏の「ワインサロン」があり、ワインを楽しむための1Dayレッスンなども受けられるそうです。

愛宕山は、短時間で、ちょっとした旅行気分を味わうには、とても良い所だと思います。当事務所で打合せの時などに、少し寄ってみてはいかがでしょうか。



アクセス

<当事務所からの行き方>

ビルを出て左手に50m。ローソンの角を左に曲がり約300m直進して右手。東急イン過ぎてすぐ。